

情報（各国の動向）

フィンランドにおける就学前教育の現状

渡邊 あや*

Ⅰ はじめに

教育国として国際的にも認知されているフィンランド。就学前教育についても先進的なイメージを持たれることが多いが、制度化されたのは2000年とその歴史は必ずしも長くはない。その基盤となる幼児教育・保育の普及もあまり進んでいなかったが、近年、教育の平等性の観点から就学前教育の重要性が認識される中で、その充実を掲げ、意欲的に政策を展開している。そこで本稿では、フィンランドの就学前教育の概要及び近年の動向について紹介したい。

Ⅱ 就学前教育制度の概要

フィンランドにおいて就学前教育は、6歳児を対象として就学前の1年間提供される教育プログラムのことを指す。幼児教育・保育全般とは区別されており、1日4時間、年間700時間相当の独立したプログラムが編成されている。2000年に制度化された後、2001年度より無償の就学前教育制度がスタートしている。制度化以降、地方自治体に対し設置義務を課す一方、就学については任意という状況が続いていたが、2015年度より義務化されている。その主たる目的は、すべての子どもに質の高い就学前教育を受ける機会を保証することと、基礎教育への移行を円滑にすることであった〔渡邊（2015）、p.106〕。

義務化に当たっては、就学前教育を所管する教育文化省により綿密な事前調査が実施されている。この中では、就学前教育の義務化方策の検討はもちろんのこと、ほぼすべての該当年齢児童が就学前教育に参加している中でそれでも参加しない理由の調査・分析、就学前教育義務化のインパクト（子ども及び保護者にとっての意義、経済的なインパクト、国・自治体へのインパクト、社会的インパクトなど）の検証などが試みられている。慎重な分析の結果、就学前教育の義務化は予防的な教育活動の優れた形であるという結論を報告している〔Kinos ja Palonen（2013）、p.42〕。なお、かつては、就学前教育と幼児教育・保育とで所管省庁も異なっていたが（前者が社会保健省、後者が教育文化省）、2013年以降、教育文化省に一元化されている。

就学前教育は、通常、幼児教育・保育施設、もしくは基礎学校において提供される。2014年に国家教育委員会（当時）が実施した調査によると、就学前教育を幼児教育・保育施設で受けている子どもの割合が8割近くに達する。ただし、その実情は地域によって異なり、農村部の自治体においては基礎学校で、都市部では幼児保育施設でそれぞれ実施される傾向にある〔Kumpulainen（2014）、p.35〕。なお、どちらの機関で提供するかは、就学前教育の実施主体（設置者）である基礎自治体が決定する。〔渡邊（2015）、p.98〕。

学級規模については、教育文化省が13名以下とするよう勧告している。ただし、担当教員のほか

* 津田塾大学

に成人のスタッフがつく場合には20名までこれを拡大することが認められている。

Ⅲ 教育内容

就学前教育の具体的な目標や内容については、国レベルの教育課程基準である『全国就学前教育課程基準』〔Opetushallitus (2014)〕に定められている。就学前教育の国レベルの教育課程基準は、2000年の制度化を契機として編成されるようになったものであり、現行のものは、2014年に公示され、2016年から施行されている。

新たな教育課程基準の特徴として、各領域の目標と内容だけでなく、領域横断的な汎用的コンピテンスについても規定していることが挙げられる。このことは、基礎学校（日本の小学校・中学校に相当）や普通高等学校の教育課程基準において、各教科の目標・内容・到達目標とともに、教科横断的な汎用的コンピテンスが設定されていることとも共通している。

これらのうち、領域については、①多様な表現方法（音楽、美術、工作、身体表現、言語表現など）、②ことばの豊かな世界（言語能力）、③私と私たちの社会（歴史観・社会観・倫理観・世界観など）、④周囲の環境における探求と活動（数的能力、科学技術教育、環境教育）、⑤成長と発達（身体活動、食のスキル、消費者スキル、健康と安全）の5つが設定されている。

一方、汎用的コンピテンスは、①考えること・学ぶこと、②多様な文化を理解すること・人とかわること・自分を表現すること、③自己管理・生活管理、④マルチリテラシー、⑤ICTコンピテンス、⑥参加と関与の6つから構成されている。その枠組みは、就学前教育に続いて提供される基礎学校の教育課程基準において設定されているものをほぼ踏襲するものであるが、職業において求められるスキル・起業家精神の項目のみ外されている。

現行の教育課程基準は、上記のような教育の具体的な内容のほか、教育課程における国と地方の

役割分担、就学前教育の役割・目的・環境・方法・評価、学習支援体制や子どもの福利などについても明記している。なお、地方との役割分担が明文化されている点や、教育内容が大括り化された点、基礎教育との接続がこれまで以上に意識されている点などが、今回の改訂の特徴である〔渡邊(2015), p.98〕。

Ⅳ 近年の政策動向

近年、急速に改革が進む幼児教育・保育であるが、就学前教育についてもさらなる改革が議論されている。そのひとつが、就学前教育の延長である。2年間への延長を視野に入れた検討が進み、既に報告書もまとめられている〔Opetushallitus (2019)〕。その中では、就学前教育の延長を提言するとともに、法令改正と教育課程基準の改訂の必要性に言及している。現在は、財源や、幼児教育・保育と就学前教育で関連する法令が異なることの是非（前者が幼児教育法、後者が基礎教育法）、教員の確保方策などが議論されている。

一連の改革の中で、一貫しているのが、質の高い就学前教育を提供するという方針である。精力的に政策展開を行っているフィンランドが、量的拡大を進める中、このことにどう取り組んでいくのか、今後の動向が注目される。

参考文献

- 渡邊あや (2015) 「フィンランドー『全ての子供に質の高い就学前教育を』という目標を掲げ義務化ー」, 国立教育政策研究所編『諸外国における就学前教育の無償化制度に関する調査研究』, pp.95-110.
- Kinos, Jarmo ja Tuire Palonen (2013) *Selvitys esiopetuksen velvoittavuudesta*, Opetus- ja kulttuuriministeriö (OKM).
- Kumpulainen, Timo (2014) *Koulutuksen Tilastollinen Vuosikirja 2014*, Juvenes Print -Suomen Yliopistopaino Oy.
- Opetushallitus (2014) *Esiopetuksen opetussuunnitelman perusteet 2014*, Opetushallitus.
- (2019) *Kaksivuotinen esiopetus*, Grano oy.

(わたなべ・あや)